会 議 録

藤沢市子ども・子育て会議 令和元年度第3回子どもと子育て家庭の生活実態調査等検討部会

開催日時 2019年(令和元年)11月7日(木)15:10~17:04

開催場所 本庁舎3階 会議室3-1

出席者 委員 7名 猪野委員、桝居委員、松尾委員、澁谷委員、増田委員、

御室委員、郡司委員

事務局4名 子育て企画課 川口、吉原、小島、和田

欠席者 委員 4名

内 容

1 開会

- 2 (仮称) 藤沢市子ども共育計画の策定について【資料1・2】
- 3 その他
 - (1) 子どもが主役のまちづくり講演会【資料3】
 - (2) その他
- 4 閉会

1 開 会

○事務局

- ・出席状況の確認(委員11名中、7名の出席)
- ・資料の確認(次第、資料1・2・3、前回会議録) 資料1については、未確定要素を含むため会議終了後に回収
- 計画策定受託事業者の株式会社浜銀総合研究所の野口副主任研究員と石川研究員の同席あり。

2 (仮称) 藤沢市子ども共育計画素案について【資料1・2】

○事務局

「(仮称) 藤沢市子ども共育計画素案について」ということで、資料1と資料2をご用意させていただいております。資料1「藤沢市子ども共育計画素案」は、まだ内容の修正がかなり必要な部分がございます。庁内の会議にもかけていって、最終的に内容を固めたいところがありますので、きょうは素案を一旦回収させていただくような方向でお願いできればと思いますので、ご了承いただければと思います。申しわけございません。

それでは、共育計画の素案について触れていきたいと思います。

第1章「計画の策定にあたって」というところで、「計画策定の背景及び趣旨」を1ページに載せさせていただいております。内容としましては、2ページの②で、前回の資料に少し加えさせていただいた部分がございます。資料2「子供の貧困対策に関する大綱(案)」というのが、この10月に案としてまた新しく公表されまして、この内容を受けて、素案のほうも少し変わっております。真ん中より少し下段ですが、「改正後の法律を踏まえ」というところの文面等を加えさせていただいております。

6ページの「計画の位置づけ」ですが、ここは主な根拠法であったり、関連計画を図表のほ

うに載せさせていただいております。 7ページの図表1-2-2「本計画の位置付け」でも、 ふじさわ自殺対策計画を新たに載せさせていただきました。

9ページに第2章「子ども・若者、子育て家庭の状況」ということで、アンケート調査の概要、こちらもデータ等々載せさせていただいております。これが結構なボリュームになっております。

66ページに第3章「計画の基本的な考え方」がございます。支援事業計画の副題でもあります「だれひとり取り残さない、あたたかい地域共生社会の実現に向けて」ということで、これを「計画の目指す基本的な方向性」として、このページに載せさせていただいております。

71ページに移ります。「計画の施策方針」ということで、施策方針のところが前回と少し変わっているかと思います。 1から6まで6つの施策方針ということで少し内容を考えさせていただきました。資料2「子供の貧困対策に関する大綱(案)」を受けて、こちらも少し踏み込んだ内容で施策方針を考えております。

大綱について、簡単に一緒にご確認をいただければと思います。

資料2の1ページです。第1「はじめに」ということで、「『子どもの貧困対策の推進に関する法律』の制定と改正」では、「児童に権利に関する条約の精神にのっとり、子供の『将来』だけでなく『現在』の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記された」という記載がございます。

2ページは、「新たな大綱の策定の目的」ということで、「貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子供が希望や意欲をそがれやすい。そうした中で、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある」という記載があります。

3ページです。「子供の貧困対策に関す基本的な方針」ということで、1「分野横断的な基本方針」と、2「分野ごとの基本方針」ということで、大きく2つに分かれております。これを全部読み上げると、時間の関係もありますので、かいつまんで簡単にご説明というか、一緒にご確認いただければと思います。

(1)「貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す」。(2)「親の 妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する」。(3)「支援が届 いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する」。(4)「地方公共団体によ る取組の充実を図る」。この4つが分野横断的な基本方針として挙げられています。

「分野ごとの基本方針」としましては、(1)「教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る」。

(2)「生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する」。(3)「保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める」。(4)「経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせてその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく」。(5)「子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める」。(6)「今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む」という内容が記載されています。

第3章は「子供の貧困に関する指標」ということです。

第4章は「指標の改善に向けた重点施策」のことが書かれています。

- (1)「幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上」の内容が載っております。
- (2)「地域に開かれた学校プラットフォーム」ということで、スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実であったり、ケースワーカー、医療機関、児童相談所等の福祉部門や放課後児童クラブ、関係機関と連携の強化を図るという記載がございます。また、「学校教育による学力保障」という内容が載っています。
- (3)「高等学校等における修学継続のための支援」ということで、「高校中退の予防のための取組」ということでも内容が載っております。
 - 9ページ、(4)「大学等進学に対する教育機会の提供」ということも記載がございます。
- 10ページ、(5)「特に配慮を要する子供への支援」ということで、児童養護施設等のお子さんであったり、「特別支援教育に関する支援の充実」、「外国人の子供等への支援」といった内容が記載されています。
- (6)は主に経済的支援のことが書かれています。「教育費負担の軽減」ということで、「義務教育段階の就学支援の充実」、「高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減」、「生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減」、「ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減」についての記載がございます。
 - 12ページ、(7)「地域における学習支援等」という記載がございます。
- (8)「その他の教育支援」ということで、「学生支援ネットワークの構築」、「夜間中学の配置促進・充実」、「学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保」、「多様な体験活動の機会の提供」という記載がございます。
 - 13ページ、2「生活の安定に資するための支援」です。
- (1)「親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援」ということで、「妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援」、「特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援」という記載がございます。
- (2)「保護者の生活支援」ということで、「保護者の自立支援」、「保育等の確保」、「保護者の育児負担の軽減」という記載がございます。
- 15ページ、(3)「子供の生活支援」ということで、「生活困窮世帯等の子供への生活支援」、「放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくり」といったようなことが載っています。また、「社会的養育が必要な子供への生活支援」、「食育の推進に関する支援」ということでの記載になっております。
- 17ページ、(4)「子供の就労支援」についてです。「生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援」、「高校中退者等への就労支援」、「児童福祉施設入所児童等への就労支援」ということで、「就職に際し必要な被服類等の購入費等の支援を行う」という記載があります。また、「子供の社会的自立の確立のための支援」。
 - (5)「住宅に関する支援」という記載がございます。
- (6)「児童養護施設退所者等に関する支援」ということで、「家庭への復帰支援」、「退所等後の相談支援」という記載がございます。
- (7)「支援体制の強化」ということで、「児童家庭支援センターの相談機能の強化」、「社会的養護の体制整備」、「市町村等の体制強化」、「ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進」、「生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進」、「相談職員の資質向上」という記載がございます。
- 20ページ、3「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」ということです。

- (1)「職業生活の安定と向上のための支援」では、「所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現」。
- (2)「ひとり親に対する就労支援」ということで、「ひとり親家庭の親への就労支援」の内容の記載がされています。また、お仕事のことだけではなく、仕事と家庭の両立であったり、「ひとり親家庭の親の学び直しの支援」ということも記載がございます。
- 21ページ、(3)「ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援」ということで、ひとり親のところはもちろんですけれども、ふたり親であっても、低所得で、生活していくのに困難な状態にある世帯に対しての支援ということで、(3)の記載がございます。「就労機会の確保」、「親の学び直しの支援」、「非正規雇用から正規雇用への転換」。
- 4「経済的支援」としまして、児童手当・児童扶養手当の制度の実施のことであったり、「養育費の確保の推進」、「教育費負担の軽減」という内容が記載されております。
- 23ページ、第5「子供の貧困に関する調査研究等」ということで、1「子供の貧困の実態等を把握するための調査研究」、2「子供の貧困に関する指標に関する調査研究」、3「地方公共団体による実態把握の支援」という記載がございます。
- 第6「施策の推進体制等」ということで、1「国における推進体制」、2「地域における施策 推進への支援」、3「官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開」、4「施策の 実施状況等の検証・評価」、5「大綱の見直し」の内容があります。
 - 26ページは「子供の貧困に関する指標」ということで書かれております。
- 以上が大綱の案の内容になっております。今回の施策方針はこちらの大綱の文章を参照させていただいて、取り込みながら施策方針ということで立てさせていただきました。

素案のほうに戻っていただいて、71ページですが、それぞれの施策方針に対して12の課題と対応を見られるような形で表にしたものになります。

施策方針1「気づく・聴きとる・つなぐ」。2「専門分野の相談・支援を充実する」。3「暮らしや子育てを支援する」。4「教育を受ける権利の保障と学びを支援する」。5「進学、就労、自立にむけた支援をする」。6「地域全体で共に支える基盤をつくる」ということで、ここに6つの施策方針を掲げさせていただいております。

74ページ。第4章「施策の展開」です。施策方針1「気づく・聴きとる・つなぐ」ということで、それぞれ柱を載せさせていただいております。

施策方針1の柱1「妊娠・出産、育児への切れ目ない支援の推進」。柱2「学校をプラットフォームとした取組の推進」。柱3「切れ目ない相談支援の充実」。

77ページ。施策方針2「専門分野の相談・支援を充実する」。柱1「医療への受診支援」。 柱2「障がい児相談・支援の充実」。

- 79ページ。施策方針3「暮らしや子育てを支援する」。柱1「子どもの養育を支える支援の充実」。柱2「暮らしを支える支援の充実」。柱3「子どもに届く経済的支援の充実」。
- 82ページ。施策方針4「教育を受ける権利の保障と学びを支援する」。柱1「学校教育における学力保障の取組」。柱2「多様なニーズに応じた支援教育の推進」。柱3「教育機会均等のための環境整備」。
- 84ページ。施策方針5「就学、就労、自立にむけた支援をする」。柱1「子ども・若者に対する就学・就労・自立支援の充実」。柱2「保護者に対する就労・自立支援の充実」。
- 86ページ。施策方針6「地域全体で共に支える基盤をつくる」。柱1「子どもが主役の地域 共生社会に向けた啓発・機運醸成」。柱2「地域活動の担い手の育成・活動団体への支援」。柱 3「多様な体験の充実」。柱4「すべての子ども・若者を包摂する居場所・つながりの確保」。

このようにそれぞれの施策方針の後に文章が来て、柱の後にも目指す方向性として文面がございます。ここの部分が今調整中でして、大きく変わる可能性もありますが、こういった形で計画に載せてまいります。

第5章「計画の推進」ということで、こちらのほうも記載がございます。

この計画のパブリックコメントを12月10日から1月10日までかけようと考えております。そのときには施策の柱名のみ載せて、それにひもづくような事業はお載せをせずに、そこまでの見せ方で広く皆様方のご意見を聞こうと考えております。

素案につきましては以上になります。

○事務局

少し補足させていただきます。

71ページの「12の課題との対応」というところがあるかと思うのですが、12の課題というのが、私どもで去年実態調査をいたしまして、そこで把握した課題になります。前後して申しわけないのですけれども、59ページから64ページまでに12の課題がございまして、それに対応した施策方針という形になります。

施策方針につきましても、大綱も先週ぐらいまでパブリックコメントのほうをしていましたので、そのパブリックコメント用に出た大綱をもとに、もう少し文章のほうを考えてはいくのですけれども、基本的には大綱に出ている重点施策というのが、大綱の7ページにあったかと思うのですが、「教育の支援」とか、13ページの「生活の安定に資するための支援」とか、そういったものと対応させたものと、これは国の大綱ですので、基礎的自治体、地方自治体として、市としてやれる施策についても足していった形で、この6つの施策方針というつくり方をしております。

<質疑応答>

○澁谷部会長

本当に国の大綱を待っていたのですが、10月25日にパブコメが出て11月5日に締め切ったところなので、国のほうもまだ大綱案をつくっているところです。ただ、大綱案が出てきたら、ほぼほぼ大きくは変わらないと思いますので、恐らく国のほうとしては、この大綱に基づいて、政府として予算をつけて、指標の改善が図られるような施策を国としては展開していくであろうという前提で見ていただくことになろうかと思います。事務局の方には、これを見ていただいた上で、藤沢市としてというところで、恐らく急ピッチで、かなりご無理をなさって素案をこの形まで持ってきていただいたのかなと思います。

国の大綱がどう入っているかとか、そのあたりのところに時間を使うのは大変もったいないので、藤沢市で住み、働き、また生活を送っている立場として見えてくる現状を前回も共有いただいたところがあろうかと思います。また、アンケート調査の中でも、ここはやっぱり大事だよというところをすごくご指摘いただいたかと思うのですが、その辺のところが、きっちり施策の中で入ってきそうかどうか、漏れがないかどうかというところをごらんいただければと思います。

その際、先ほどご説明があったとおり、まだこれから庁内の調整等を行った上で変わっていくことがあるということですので、余り細かい文言については、どうしてもここはというところがあれば当然ご指摘いただければと思うのですけれども、基本的には藤沢市の抱えている課題がこの中できっちりとキャッチできているのかどうかというところで、ぜひ委員の皆様からご協力いただければありがたいということで、残りの1時間ちょっとになろうかと思いますが、

さまざまなご意見をいただきたいと思います。

きょう初めて見るものだと思いますので、まだ内容を把握する時間をとりながらということになろうかと思うのですが、どのタイミングでも構わないので、もしお気づきの点があればどうぞご発言ください。

○松尾委員

基本的な質問ですが、この大綱というのは国が発表している資料ということでよろしいですか。

○事務局

そうです。内閣府が子どもの貧困対策を5年前から始めているのですけれども、それで大綱を、計画とまでは言いませんけれども、国で子ども貧困対策をする施策の進め方の方向を出したものです。

○澁谷部会長

ごらんいただく間に確認すると、当初は指標について全国統一でそろえて統計をとるとかという話も出ていたのですけれども、もうこの時期になったので、国のほうの大綱に出てくる指標について、全て市町村で把握をして報告しなさいみたいな話は今のところ来てないわけですね。

○事務局

ないです。国が示している指標につきましては、大綱の26ページ以降に記載がございますけれども、具体的に市町村でとれる数字ととれない数字がございます。今、市町村が取り組んでいる事業については数字がとれます。具体的に申し上げますと、26ページの「生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率」ですとか、「生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率」ですとか、生活保護については、藤沢市が福祉事務所として実施をしていますので、こういったところは数字として押さえられます。

一方、27ページの下から2段落目に「就学援助制度に関する周知状況」とあります。「周知状況」をどうやってパーセンテージで捉えるのかというところもありますけれども、そのほかに、28ページに移りますと、「電気、ガス、水道料金の未払い経験」とか、「食料又は衣服が買えない経験」というのは、昨年度実施をいたしました実態調査では、こういった設問項目もあるのですが、日常の市町村の業務としてはこういった数字は押さえられませんので、確認をしようとすると、また調査をしなければいけないという課題がございます。

また、29ページでは、「経済的支援」のところで、「子供の貧困率」ですとか、「ひとり親世帯の貧困率」等の指標も掲げられています。国は、国民生活基礎調査ないしは全国消費実態調査などで、この数字については捕捉していくわけですけれども、藤沢市としての「子供の貧困率」とか、「ひとり親世帯の貧困率」、こういった数字はとりようがございませんので、あくまでも大綱で示されたのは、国において捕捉をする数字ということになってございます。

きょうご提案をさせていただいている「子ども共育計画素案」には、では市としての指標はというところまで、まだ具体的には盛り込んでございませんけれども、考え方といたしましては、この計画についても、やはり5年を期間として改定していく予定でございますので、5年に1回は実態調査という形を実施したいと思っています。その中で捕捉ができる数字であるとか、成果指標などの設定をしていきたいと思っておりますので、毎年度、毎年度の部分については、どういった形で進められるのか、各事業を位置づけていった際に、アウトプットまでの数字を捕捉するのかといったところはもう少しお時間をいただければと思っています。

○澁谷部会長

細かいところですが、スクールソーシャルワーカーは藤沢市さん独自で雇用されていますか。 それとも神奈川県ですか。

○事務局

藤沢市独自で、特別支援学校も入れて市内の55校に対して3名配置です。

○澁谷部会長

市としては3名配置、プラス県の教育事務所のほうにいらっしゃる。

○事務局

県は圏域ですので、そのたびに来ていただけるとか、週に何回来ていただけるというよりは、 必要に応じての派遣・配置になっております。

また、スクールカウンセラーにつきましては、これは小学校ですけれども、市内の35公立 小学校については全数配置になっています。SCについては、国の指標で申し上げますと、100%という回答になります。ただ、中学校については、スクールカウンセラーということで の配置が今はできていませんので、ここをどうしていくかというのは課題ではあると思っています。

○御室委員

82ページに「全小学校の第1学年に対して市費講師を配置」とありますが、これが新しい感じになりますか。

○事務局

市費講師はこれまでも配置をしておりました。児童支援担当教諭は、クラス担任を持たない 児童支援専属の教員を配置していますが、その分、今度は県費教員ではなくて、クラス担任の 補填とかフォローなどのために、市費講師ということで教員を雇い上げています。

○御室委員

これはもっと前からあったのですか。

○事務局

取り組みとしては以前からあったのですけれども、今は教育委員会がいないので、全校配置なのかとか、正確なお答えができなくて済みません。

○御室委員

強化していくという感じでしょうか。

○事務局

そうですね。ただ、今SCが全校配置になっているので、市費講師についても35人以上はいると思っているのですが、今お答えできなくて済みません。

○御室委員

「12の課題との対応」の⑥「子どもの居場所」、⑪「社会的孤立・支援につながらない」ということについての具体的な策がなくて、市民の啓発活動をしながら、先ほどのような「子どもが主役のまちづくり」という講演会などを繰り返しして市民の意識を高めていく、そういう感じなのかどうかということです。

次に、77ページの「障がい児相談・支援の充実」です。障がい児に対する支援の充実というのは当然ですけれども、その背景にいらっしゃる家族で、親御さんだけではなくて、そのきょうだいたちが結構隠れて犠牲になっているケースがたくさんあるのです。親御さんがその障がいのお子さんについて長期入院をしている間に、そのきょうだいの養育者がいなくて、養育地を転々とされたり、多分いろいろなケースがあるのかと思うのです。「だれひとり」というと

ころがありますので、ご家族、ごきょうだいというのでしょうか、障がいのお子さんだけではなくてという支援が何かあったらいいなというのが希望です。

それから、「6つの施策方針全体」で、⑩の「子どもの自己肯定感」という課題にどういうふうに対応していく感じなのかお伺いしたいです。

○事務局

居場所については、先ほどご説明できていたかどうかわからないのですが、今この計画とは別に、子どもの居場所計画ということで、策定の作業をしているものがあります。その中には、市の施設として持っている地域子どもの家ですとか児童館、また事業として行っている先ほどの法定13事業の中にありました児童クラブ、それから放課後子ども教室というのが、行政が携わっている部分で行っております。児童館とか子どもの家などにも、かなりしんどい経験をしているお子さんたちも訪れていただいているということを承知しております。そのあたりで、例えば児童館とか地域子どもの家が、ランドセル来館ができないかとか、もう少し遅くまであけていられないかとか、そこでの何か食事ができるような仕組みができないかとか、そういうのはまだ構想段階で何もご提案できないのですけれども、今そういったことの検討に入っています。

あと、放課後子ども教室については、小学校35校ある中で、まだ3校しか実施できてないのですけれども、このあたりももう少し学校という施設を活用した中で展開ができないか。こういうような行政としての居場所の時間の拡充とか、場所の拡充というのを今検討させていただいているという状況で、それが今つくっている計画の中でも位置づいていきます。

それとは別に、藤沢の場合、地域の縁側事業というのがあります。ただ、なかなか高齢者の 方が主に集まる場になってしまっている部分がありますけれども、中でも湘南大庭地区では、 滝の沢市民の家とか、駒寄市民の家を使った子どものための居場所の展開というのもある中で、 そういったものの広がりができないか。

あとは、まだまだこれから案を練り上げていく段階ですけれども、例えば中学校では今補習ということもできているのですが、小学校の教室を活用した補習みたいな展開ができないか。 これはまだ全然案にもなっていません。そういう居場所のいろいろなイメージというか発想ですね。

それから、市民の方が手づくりでつくっているような居場所で、市内を見ると、子ども食堂とか、学習支援とか、フリースクールとか、この間、夏にやったワークショップなどでもそういった支援をされている方たちもご参加いただいたのですけれども、そういったことの広がりとか、情報共有ということが我々としてもできないかなと思っています。特にワークショップの中では、こういう支援をしている方たちの集まりの場をぜひ今後も横のつながりとして展開していきましょうよというような話もさせていただきましたので、そんなことが居場所としては展開していけるかなと思っています。

2点目の障がい児・者ですが、学校に来ていただいているお子さんに関して言えば、公立は 今、支援教育の充実ということに取り組んでいますので、学校に来ていただければ、そういう ことになっていますけれども、今ご意見としていただきました、本人とその家族とか、そのき ょうだいということに対して、ケアラーさんになっているごきょうだいというのは、当然、課題としては十分認識をしているのですが、どこにそういう方たちがいるかということまでは、 実際のところ、私どもでも全てを把握できていないのです。

就学年齢になっていれば、先ほどもご案内をさせていただいた児童支援担当教諭ですとか、 SCやSSWとか、当然クラス担任もおります。学校生活の中で、このお子さんはとか、ここ のご家庭はということで、まさに学校がプラットフォームとなって発見していただければ、我々、福祉側の行政につないでいただくことによって、何らか支援方策がないかとか、そういうことは、今すぐ何ができるかまでお答えはできないのですけれども、そういったことの取り組みは必要だというふうに認識をしています。

それと、自己肯定感ですけれども、非常に難しいなと思っています。全国的に低いのですね。 藤沢も決して高くないです。子どもが夢を持ってないということに関して、好ましいことでは ないと思ってはいるのです。

ここの自己肯定感の調査内容が、「自分を好きですか」とか、「自分は価値のある人間だと思いますか」とか、そういうことを設問として聞いています。「困っていること」というところでは、「勉強のことが困っている」という回答もいただいているのですけれども、さて、自己肯定感を上げていくためにはどうするのかといったところは、非常に難しい課題として捉えています。

世の中の情勢もあると思っているのです。この場ではお話ししてないと思うのですけれども、私も年をとっています。昭和40年代の前半の人間ですが、私ぐらいの年代が育ったころは、野球の選手だったら王貞治と長嶋茂雄とか、憧れられる存在とか、夢を与えてくれる存在がいたはずです。高度経済成長期でもあったので、近所にいた大人も元気だったし、自分も悪いことをすれば、平気で他人の親にも叱られたし、よいことをすれば褒められたし、そういう地域のつながりがあったと思うのですけれども、今は叱ってもくれなければ褒めてもくれないというのがあると思っています。

だから、どうしたらいいのかという答えまで持ってないのですが、どうしたら自分が夢を持てるようになるのかなと考えている中で、子どもたちが夢を持てるためにどうしていきましょうというのがこの計画をつくっている趣旨でもあります。国の大綱は、指標を見ていただくと、経済的貧困にかなり偏った形での指標設定ですが、藤沢の場合は、そういう子どもたちに対しての支援は行政としてもちろんするのですけれども、全ての子どもが夢を持てる藤沢市を目指してというところがコンセプトでありますので、自己肯定感のご質問についてはもう少しお時間をいただければと思います。

○増田委員

今のきょうだいのことですが、支援を要する子ども、障がいのある子どもに対しては以前からかなりいろいろな取り組みがあるけれども、そのきょうだいに関しては施策的になかなか結びつかないところです。ですけれども、この視点はとても重要だなと思いました。

それから、前の部会のところで出たのですが、就学前の保育の場が、藤沢市においては幼稚園は私立のみで、公立がないのです。もちろん横浜など、いろいろなところにもそういう地域があります。そういう意味で、支援を要する子どもの公的なかかわり、いろいろな施策との関係が、就学前から就学後のところになかなかつながっていないのではないだろうかということがあります。これはこの部会だけのことではなくて、藤沢市全体で検討しないといけないところかなと思いました。

もう1点、先ほど学習指導が、中学生の補習はあるけれどもという話がありました。勉強が わからなくなるのが小学校4年からとか調査等でよく出ています。つまり、そのころひっかか ってしまうと、その後みずから学ぶ意識がなくなってしまう。そこに支援体制がないと、ます ますなくなるということで、どういう形でできるかわかりませんけれども、これがつながって いく。切れ目なくということを言っているわけですけれども、本当に切れ目なくいろいろな施 策ができていくといいなと、今のご質問やご意見、ご説明を伺っていて思いました。

○澁谷部会長

いろいろ施策自体はあるのです。保育もあるし、学校教育の施策もあるし、障がい児支援の施策もあるのですけれども、その中でありながらも、なお生活困難であるとか、生きづらさを感じている子どもたちがいるということに気づけていないというのは、もしかしたら、サービスをふやすだけではなくて、これは施策方針1に入るかどうかはわからないのですけれども、「つなぐ」という部分がしっかりできているのかどうかというところは、非常に大きな関心事になってくるかもしれないです。

○増田委員

今おっしゃった71ページの施策方針1「気づく・聴きとる・つなぐ」のところをもう少し 詳しくお聞きしたいなと思ったのです。ここの柱と「12の課題との対応」を、さっきの説明 では十分理解できない。

○事務局

施策方針1のところは、主に柱2で「学校をプラットフォームとした取組の推進」と書いてあります。学校のように誰でも集まれるような場所が、就学前ですと、全戸訪問だったり、健診だったりすると思うのですけれども、そういったところで、まず困難に気づかなければいけないというのが施策方針1になります。ここで気づいたところを、次の具体的な支援につなげていくことが必要でしょうということで、そこがまず1つの方針として立てております。

柱について、ライフステージというか、就学前、学齢期、それ以外というか、就学前から学校に行くまでのところや、学校に行っている子も対象ですし、先ほど出ました子どもの家とか、児童館とか、そういったところにも見守る人として地域の方がいらっしゃいますので、そういう方にもぜひ気づいていただきたいというところで、そういった年齢別と年齢以外、あるいは就学期、義務教育以降の誰でも来ていい場所に、若者のところも含めて気づく。いわゆるプラットフォームとなるような場所の事業で気づいていきましょうというのが施策方針1になります。

○澁谷部会長

専門用語で言うポピュレーションアプローチという全人口を対象にした施策なので、柱としては出ていますけれども、当然学校に限らず、保育所とか、放課後児童クラブも、気づいて聞き取っていく重要な柱になっていくわけです。その辺のところが、実際アンケートで見たときに、この柱になる前提として、十分カバーできてないということが出ていたのでしたか。

○事務局

カバーできてないというか、そこで気づかないといけないねというところと、あと、今までというか、市でやる支援というのが、こういう困難を抱えた子に対する支援になっていますので、見つからないと支援にならない。まずは見つけていかないといけないというところで、それをやっていかなければいけないというところが1番目になっています。

○澁谷部会長

この辺はヒアリングで出てきているのですね。ヒアリングのところで63ページの解説だと、援助希求行動がない保護者がいるということがヒアリング調査で上がっている。これが施策方針では「気づく・聴きとる・つなぐ」。課題としては「社会的孤立・支援につながらない」というところにちゃんと対応した仕掛けをつくっていかなければいけないということですね。

○松尾委員

取りこぼしなく子どもたちを全て対象にしているわけですが、例えば児童館とか、放課後児童クラブに行っている子は、見守る人がいるから気づきますけれども、そもそもそこに行かな

い子どもたちをどうやって見つけるかというのは大変だろうなと思います。そういう子たちが 困難を抱えている子どもという可能性が十分あるわけです。学習支援にしても、いろいろそう いうものが対策としてあるのはわかりますけれども、そこに来られないというか来ない。誰が そこに連れてくるのか。妊娠してから、子どもが社会人になるまでというのはもちろん理想で すけれども、それは大変難しい。

○澁谷部会長

その辺は児童委員として地域で活動していてもなかなか難しいし、調査を見ても、今度、中学生ぐらいになると、誰にも相談したくないという回答が上がってきている。だから、ここはほかの計画ではなくて、共育のところでしっかりカバーしていかなければいけないというのはやはり大事ですね。

○郡司委員

ご近所回りというのは、本当はわかるし、意外に見えているものがあると思うのです。私は 民生委員で町内会の役員会にも出なければいけないのです。そうすると、実際にひとり暮らし とか、そういう個人情報は絶対に守秘義務があると言われているけれども、町内会の役員はみ んな知っているのです。町内会のあの情報というのは、守秘義務とは何だろうなと思いながら 見ているのですけれども、結局ご近所だったら自然にわかってしまうことがあるわけです。そ ういうのをもう少し地域の中で信頼できる人がうまくつかまえるような方法がないのかなとい つも思うのです。

○澁谷部会長

そういう意味では、別に専門機関だけではなくて、地域の中で気づいている人がいる。でも、 どこにも相談に行けないとか、児童相談所みたいなところに行くと、具体的な手だてまでは示 してくれずに、いつの間にか終結になっていたりということはありますね。それはすごく大事 ですね。

○郡司委員

そういう子がいるということだけはわかっている人が周りにいっぱいいても、そこの状態からもう一歩突っ込んで、本当に相談できていないのか、できているのか、その区別というか、そこを知りたいけれども、知る方法がない。町内会の人が、まさかもう一歩突っ込んでというのもできない。だから、そういうのがわかって、何かいるらしいけれども、その子がどうなのかなというのを問い合わせるようなところがあって、実はそれは知らないということになれば、そこで実際に、ああ、そういう事例だというふうに認められるみたいなことはできないのでしょうか。

○松尾委員

困っているかどうかというのも、外から見ただけではわからないわけですから。

○郡司委員

でも、そういう雰囲気があるということは周りの見守りの人にはわかる。

○松尾委員

それは見ている人の主観ですよね。困っていそうだなというぐらいです。では、そういう機関に相談してアドバイスを受けるのか。

○郡司委員

つなげる方法が具体的にないですよね。

○松尾委員

市のほうのそういった役職にある人が接触するのか。そういう困り感のある家庭にどうやっ

て接触していくのかというのは、それこそ微妙な話です。困ってないですと拒否されたら、ど うにも手の打ちようがないです。

○澁谷部会長

藤沢市はその辺で社会福祉協議会は入らないのですか。地域によっては社会福祉協議会が結構入っている。

○松尾委員

社協は入らないですね。

○郡司委員

藤沢市の場合、子どものことも社会福祉協議会がもうちょっとやってくれるといいのです。 市役所としてつかまえられないことについて、私たち民生委員は、社会福祉協議会のお手伝い もかなりたくさんしなくてはいけないのです。

でも、逆にそれがあるので、例えば50代の息子と80過ぎの親が住んでいるというと、書類上その年齢と家族構成だったら、市としては民生委員の対象ではないのです。だけど、実際にはその子どもにハンディがあるとか、フルタイムで働いていて、お母さんはいつも家に1人でいてすごく大変だとか、そういうことはつかまえられないのです。それが社会福祉協議会の手伝いをしていると、わかることがある。私が経験したのは、80歳の方のお祝いに行ったら、たまたまお嬢さんが出てきて、何かお困りのことがありますかと聞いたら、バーッと話し出して、それで包括につないだ例が1件あったのです。本来の役の人ができないところを、社会福祉協議会の名目でアプローチできたという事例ですが、それは子どものことでもうまくいきますかね。

○事務局

今、藤沢は13地区ありますが、10地区にコミュニティ・ソーシャル・ワーカー(CSW)が配置されています。コミュニティ・ソーシャル・ワーカーさんは実際は高齢者対応が多いようですけれども、子どものこともおっしゃっていただければというふうには言われています。○郡司委員

では、今度、町内会とか民生委員の会があったときに、何かあったらCSWの人につなぐといいということだけお伝えしておきます。私たちはどうしてもシニアを中心に動いてしまっているのですけれども、子どものことはとても大事だと思うのです。

○増田委員

そういったことを周知するというか、情報を提供するシステムというのはどうなのですか。

○郡司委員

CSWのことですか。

○増田委員

それも含めて。ああ、そうなっているのですかと今もこの場でおっしゃっていますが、今のような情報が、どこの地域の民生委員さんにも、いろいろな方にしっかりと情報提供できているのですか。

○郡司委員

いっているのです。CSWができたときに、大々的にいろいろやっています。ただ、子どものことというのが書いてありましたかね。ちょっと記憶にない。シニアのほうはよく覚えていますけど。

○事務局

実際の対応はやはり高齢者のほうが多いようです。

○松尾委員

書いてあると思います。全てのことに関しての相談事は受けると。

○猪野委員

でも、地域に1人とかです。

○郡司委員

だから、CSWはすごく忙しいのですよね。

○猪野委員

だから、配置されたときに、手が回るのだろうかとすごく心配だったのです。例えばヤングケアラーのように子どもが親を支えているケースもあります。そうなると、居場所があっても出ていくことさえできない子どももいるから、情報はいろいろなところが連携しないと本当に拾い上げられないと思うのです。何かそこの仕組みをうまくつくっていけるといいのではないかと思います。

○郡司委員

町内会でも、民生委員が役員会に出ている町内会はそんなにたくさんないみたいですね。うちの町内会はそうですが、そういう地域の中のちゃんと役割のある方がつながっているだけでも違うのではないかと思うのですけど、その辺がなかなか難しい。

○事務局

どんな役の方でもいいのですが、顔がわかっているだけで全然違ってくるので、市の役割としては、まず顔が見える関係をどうやって構築していくかというところなのかなと思ってはいるのです。

情報の共有がまたとても難しいところで、こちらから、あそこの家庭は困っていますので、 出るように促してくださいと言うのはなかなか難しいかなというのが正直なところです。周り の方も、多分あそこの家は困っているだろうなというのが薄々わかっていて、何か一押しする と手が出せるというところになるのかもしれないけれども、それを市として教えてしまったと きに、そこで拒否されると、いかんともしがたい状況になってしまうので、特に個人情報とい うのは本当に難しいところです。

庁内でもそうですし、庁外でも非常に難しいところで、例えば虐待の担当部署にほかの部署から、あそこの家は何となく問題がありそうだということを言われて、虐待の担当者が行った途端に、拒否される。今までつながっていた人とも、もうあんな人という気持ちで全く拒否されてしまったというのがありました。

○澁谷部会長

そこのところがスキルの部分で、まさに桝居委員はそうですね。社会福祉士、ソーシャルワークをやっている人は、社協とか、ここに書いてある子ども家庭支援総合拠点でもいいのですが、そこにある程度専門的な力というのは絶対必要になってくると思うのです。いろいろな引き出しを持っているソーシャルワーカーであれば、その辺のところでさらっと入り口を見つけられるワーカーさんがおられて、これは人材育成なので、もちろん簡単な話ではないのですけれども、そういう仕掛けがあると、どうしているのかなと気になる子が地域にいたときに、少し相談ができる。

もしかしたら、そこで手だても、こんなことができるのではないかという知恵が出せるのかもしれないので、「ソーシャルワーク機能を担う子ども家庭総合支援拠点」というのが施策方針1の柱3「切れ目ない相談・支援の充実」に出てきていますが、この辺をどう進めるかというのは結構大事なところになってきますね。

○郡司委員

具体的にどうなのかというのがなかなか見えないですね。

○澁谷部会長

結局重たいケースで手いっぱいになってしまうと、なかなか変わらないので、地域の方たちの気づきをどう拾っていくのかというのは、特に「気づく」というところからのつなぎでは非常に大事ですね。

○事務局

この計画で具体的な施策がなかなか出せないというのがあります。

○郡司委員

どうするのでしょうと思います。

○事務局

課題認識はすごくしています。課題認識していますということは書けるのですけれども、それをどういうふうに具体的にしていくかというのが正直書けないところで、申しわけないです。 「課題の認識はしています、検討していきます」になってしまうのです。

今やっていることを具体的にどういうふうに広げていくかというのが、市としての事業のやり方になってくるのかなと思ってはいるのですけれども、正直、今回これを初めてつくってみて、課題が山積で、課題認識はしました。それでどうしましょうというのは、申しわけないのですが、この計画期間中に検討させてくださいということになってしまうのかなと思います。

○増田委員

先生、こういう施策で何かいい事例をご存じないですか。具体的にこんなふうにしていったら、気づいたことが具体的なものにつながっていくというような提示をしているものというのはどうですか。

○澁谷部会長

社会福祉の世界ではコミュニティソーシャルワークの例がすごくよく出てきます。なので、 校区の地区委員会みたいなところがあって、そこに入ってという例があります。あとは、ふらっと来られる場をつくる。例えば商店街がどう活性化しようかとする中で、近くの保育園さん とタイアップしてイベントをやったら、ふだん顔を出さない人たちもあらわれてきたとか、そういうような仕掛けはあるので、取り組み自体はいろいろ上がっていると思うのです。

○松尾委員

虐待のことに関してはテレビとかでもニュースになったりするので、児相に通告する件数がガーッとふえているのです。ちょっと泣き声が続いているとかいったら、もう通報する。以前に比べると、通報件数はすごくふえているらしいです。そういったニュースがあって、みんな普通の人も通報しようという気になったからふえたのです。ただ、コミュニティ・ソーシャル・ワーカーについても、そういった支援をしている人がいますよというのを、各家庭それぞれにどうやって周知させるかということが大事かなと思います。

きょうたまたま午前中、世代間交流で保育園に行ったのです。そこはゼロ歳児から5歳児までいるのです。園長先生が、今、特にゼロ歳児、1歳児の子どもがふえていますし、待機児童もいますと言われました。ということは、お母さんたちは子どもを産んでゼロ歳、1歳ぐらいまででもう働きに出ているということです。

核家族の家庭で、ご主人とお子様とお母さんという感じで、お母さんも働きに出る。そうしたら、そういった情報をいかにそこに届けるか。忙しいから見ている暇もないような家庭が多いのではないかなと思ったのです。だから、支援の方法、手だてがいっぱいあるのですよとい

う情報を、どうやって届けていくかというのが大切かなと思うのです。

○増田委員

今のお話で、保育所に託している方は、保育所を通してさまざまな情報が入るので、保育者 も気づき、いろいろな方法についても情報が提供できるのです。

保育所にゼロ歳児から託すことについての考え方とか価値観はいろいろあると思います。それはそれぞれあるわけです。しかし、関係が持てるわけです。社会との接点がある。ところが、家庭で子育てをしている方の中で、外に出ようとしないとか、出ることができない、そういうところにどう情報を提供していくのかというのが最も課題だろうと思うのです。

○郡司委員

CSWについては、町内会では間違いなく回覧は回っています。CSWというものができましたとちゃんと回覧している。ただ、家にいる方で回覧も読んでくださらない場合ですね。そうですよね。そういう方はなかなか読んでくださらない。

○猪野委員

赤ちゃんが生まれると、市のほうから必ず家庭訪問をされています。そういったチャンスを使って、より多くの情報を赤ちゃんができた家庭に届けてもらうと、ちょっとしたきっかけにはなっていくのではないか。

○増田委員

それはこの前の部会で、そのことも含めて先ほどもお話が出たところです。全戸訪問が本当 に機能していくと、どこで生活していようと、キャッチができるわけです。

○郡司委員

それはいいですね。それは何というのですか。

○事務局

乳幼児全戸訪問事業です。藤沢市ではこんにちは赤ちゃん事業といいます。

○増田委員

そのほうがいいですね。

○事務局

その辺は素案の74ページに、藤沢の場合、妊娠届け出時からきちんとアセスメントしましょうということで、南は保健所ですが、北は保健医療センターで、南北の保健センターで対応しています。そのほかに本庁の3階の子育て給付課でも母子手帳を発行しています。もともと子育て給付課は事務職員しかいなかったのですけれども、一昨年か昨年から保健師を配置しまして、妊娠届をされるときにアセスメントしています。

今、妊娠届け出の件数が毎年3,500ぐらい来ます。本庁部分で1,200~1,300出していますから、1,200~1,300はそこで話をさせていただいて、南北の保健センターに取りに来れば、当然そこでアセスメントする。ただ、利便性という意味では、市民センターでも発行しているのですが、市民センターにはさすがに保健師がいないので、丁寧なアセスメントにはならないのです。

ただ、そこでアンケート調査をしています。アンケートはかなり具体的な質問で、「配偶者の方がいますか」とか、「あなたの年齢は」とか、要はひとり親になるかどうかとか、若年妊婦さんかどうかとか、特定妊婦さんの把握に努めています。そういったところには出産前から支援が必要であれば、地区の担当の保健師が相談に乗るというところについては、今アウトリーチ型も含めてしています。

その続きでこんにちは赤ちゃん事業があるということです。そのことが素案の74ページの

下から2行目の「藤沢版ネウボラでは」というところで、「妊娠届出時から出産・産後へと継続的に地区担当保健師である母子保健コーディネーターが寄り添い」と記載されています。

今ご案内にありましたCSWは、ずっと順番に配置をしてきましたが、今年度末には13地区に1人ずつ配置となります。今まで藤沢地区と湘南台地区に配置がなかったのです。藤沢は本庁舎があることと、地域福祉の本体の市社協がある。湘南台は北部総合相談窓口があったので、置いてなかったのですけれども、そこにも今年度末までにはCSWを配置しますので、全地区に配置となります。

学校さんによっては、この間たまたま私が行った学校の掲示板に、SCとSSWのことはみんなが承知しているから、特に張ってないのかもしれないですけれども、「CSW配置しました」、「うちの地区のCSWは誰々です」と、社協がつくっているチラシですが、張ってあったりしました。

ただ、なかなか小学生とか中学生が直接CSWに話をするとは思えないです。CSWも、かなり若い年齢の職員もいます。とはいえ資格職なので、社会福祉士という資格があるのです。でも、子どもの目線で話せるCSWもいます。そういった者がもっと地域の中で活動していければと思います。

13地区にいるので、レベル感とか、人のことなので、温度差とかあります。そもそも地域の中でCSWがちゃんと受け入れられるための努力が必要です。きょういらっしゃっていただいている民児協さんとか、青少協さんとか、地区社協さんとか、そういった方たちにまず顔を覚えてもらわなければいけない。CSWも会合に出たり、地区のお祭りに出たり、一生懸命いろいろなことをやって、自分のセールスはしていますが、そういったところでCSW自体が地区で認めてもらえないと、なかなか個のお家に入っていくというのは難しいかな。その辺は課題です。

もう大分きれいになりましたけれども、来年1月には正面の分庁舎がオープンしまして、1・2階に社協本体が入ります。より駅に近いところで、地域福祉を担う藤沢市社協が、そこはまたしっかり担っていってもらえるかなと思っています。今一応そんなことを考えています。

○郡司委員

私はたまたま民生委員のときに、小学校6年生の学級がすごく大変になった例にかかわったのです。そのときに聞いた話では、今はもう小学校5・6年が思春期ですね。そうすると、小学校の先生も本当に大変でいらっしゃるというのを私も初めてわかったのです。

県によっては先生が2人担任というか、もう1人支援の先生がいらっしゃる。もともと配置しているところもある。東北のどこかの県で、県の名前を忘れてしまったのですが、そういうところもあるという話を聞いたのですが、そういうのは県の方針ですか。

○事務局

具体的にはそこはもう市の教育委員会の範疇だと思いますけれども、教員の数自体は県のほうでコントロールしていますので、市費講師という話になるのです。地域性があるというのは、今、藤沢市は、プレハブ校舎を、プレハブといっても、我々のときのプレハブみたいなお粗末なものではなくて、立派なプレハブですけれども、プレハブ校舎を建てなければいけないほど子どもが多いところと、若干少なくなっている学校があって、2人配置ができかねている状況というのはあると思います。

以前、藤沢市内の小学校でも、学級崩壊が起きた学校がありました。そういうときには、もう学校だけの対応ではいかんともしがたかったので、まさに地域の皆さんのお力ということでは、PTAの役員の方とか気持ちのあるお母さん方にご協力をいただいて、要はPTA役員と

か、保護者の方がクラスの後ろに立っている。先生は前で授業をしているわけです。学級崩壊ですから、歩き出す子どもがいるわけです。誰か1人歩き出すと、もう授業が成り立たなくなるので、そういう子たちを、地域のお母さんやお父さんたちが一緒に勉強しようねということで取り組みをしました。

今、学級崩壊があるかは私自身は情報として得てないのですけれども、全部をつぶさに確認しているわけではありません。過去にはそういうこともあったのですけど、2人担任制を置くほど教員に余裕がないというのはあります。

○郡司委員

去年の12月ごろ、多分そういう状況のところで、それこそ町内会の役員にPTAのお母さんが相談に見えて、民生委員につながって、私のところに来たのですが、それは見事に教育委員会が対応してくださったのです。ちゃんと別の方が見えられた。あれは市費ですかね。

○事務局

そうかもしれないですね。

○郡司委員

うまくいきました。それはすごくすばらしいなと思いました。

○事務局

その辺が計画の中でもちゃんと捉えてなければいけないと思っています。気づくという意味では、今素案の中では、74ページ以降にそれぞれ「妊娠・出産、育児への切れ目ない支援の推進」の部分と「学校をプラットフォームとした取組の推進」ということと、未就学年齢、就学年齢、それ以外の部分のところでも、「切れ目ない相談・支援の充実」ということで、どうしたら気づいてあげられるのかということを記載させていただいています。

先ほど増田先生からもお話がありましたが、ゼロ歳とか1歳から保育に行くのがどうかということの価値観というのはあると思うのですけれども、大綱のほうの7ページには、「教育の支援」という大きな項目の中に、「幼児教育・保育の無償化」とか、「幼児教育・保育の質の向上」というものも取り上げられていて、この10月から無償化になりました。保育園については完全無償化です。幼稚園については若干預かりのお金に差がありますので、2万5700円までは無償です。月々の利用料が3万円かかるところは、差額の4300円を払っていただくわけです。

今、国を挙げて無償化と言っている中では、特にさっきの部会でも話をしたのですが、藤沢市の保育園は待機児童がたくさんいるのです。ただ、5歳の部分というのは、若干定員に余裕があったり、幼稚園の利用率も100%ではないので、ぜひ所属のないお子さん方に、学校入る前に、1年でもいいから、集団を経験してもらうことが大事だなと思っています。そういった視点も含めて、この大綱の「教育の支援」なども参考にしながら、計画の中に取り込んでいるということです。

○桝居委員

今、保育園は完全無償化というお話があったのですが、実は違うのです。なぜ違うかというと、給食費が保護者負担なのです。おもしろいのは、保育所は、御飯代とおかず代が分けられている。今回無償化で外されてしまったところはおかず代です。おかず代のほうは実は所得で補助があります。年収360万円未満の世帯ということであります。

ところが、僕が見ていて問題なのは、70年ぐらい前からの慣例みたいになっているのですが、主食代のほうは3歳以上児は取られているのです。これについては補助がないのです。今回副食代が無償化になったところで、国が副食代の目安の金額を4500円と出した。藤沢市

も4500円です。主食代も3000円と出したのですが、藤沢市で3000円取っているところはさすがになかったのです。ただ、その時点で値上げをした保育園もあります。結局今までゼロだった家庭があります。ゼロだった家庭で、例えば主食代だけ払っていたようなところは、実は負担がふえている。それも結構倍額になったところもあったりするので、完全無償化というのは違うのです。

○事務局

すみません、そこは言葉が足りませんでした。副食費とか主食費のことは課題として残っています。

○桝居委員

実際に23区のほうでは主食代も以前から無償になっている。言ってみれば、小学校に入ると、就学支援で、御飯代もおかず代もなくて、所得によっては全部払わなくてもいいのに、保育園のときには、主食代は保護者が負担しなければいけないというのが残っているのです。そこは今後の課題として、これを機に主食代も無償化というか、子どもぐらいおなかいっぱい食べさせてあげたいということには異存はないと思うので、ぜひそういうふうに変わっていっていただきたいなと思います。

○御室委員

最後の部会ということなので言っておきたいと思っているのは、84ページですが、「就学、 就労、自立にむけた支援をする」ということですが、児童養護施設は本当にマイノリティなの で、皆さんに該当するわけではないのですけれども、31日に、高校に行けない子が退所して、 住み込みで就職しました。学校はどうしても行きたくない。行く意味がわからない。でも、仕 事をする意味はわかる。お金を稼げば生活できるし、自由が得られると言われたので、思い切 って出したのです。

でも、本当に職がなくなると住まいがない。それから、ここに書いてあるような安定した就 労ができるわけでもない。まだ高1の年齢なので、幾つかいろいろな転機があると思います。 安定した就労に不安がある、規則正しい生活がない子たちもたくさんいるので、そういう子た ちだよということで支援をしていただけたらありがたいと思います。

藤沢市さんには退所のときに冷蔵庫もいただきました。社協さんからいろいろな生活用品をいただいて、1週間たちました。1年ぐらい頑張ってくれるといいのですけど。

○事務局

とても笑顔で答えられるご質問ではなく、児童養護施設、特にみそのさんには大変ご苦労を おかけしていますし、大変な中で大変な思いをしている子どもたちをみそのさんには育ててい ただいていると思っています。

8.4ページにも言葉ではたった3行ですけれども、「職をなくすと住まいも失ってしまうことがある」ということで、ここには「退所者の支援をしている団体との連携」としか書いてませんが、とても課題だと思っています。

ご存じのとおり、藤沢市には、辻堂駅の西口に、神奈川県で唯一の児童養護施設退所後の相談支援をしているあすなろサポートセンターがあります。辻堂駅から歩けないとは思っていませんけれども、男性のためのグループホーム「白十字林間学校」で男の子たちが集まる場所があります。女性の集まる場所は、県内では秦野というか南足柄ですか、少し遠いのですが、そういったものもあります。

あすなろさんとお話をさせていただいたり、みそのさんとお話をさせていただく中では、居 がなくなることが一番大変ですということです。みそのさんは、退所者の方向けに、養護施設 を退所したらもう知らないではなくて、その後の支援もするということで、みそのさんの中に、 退所後の子どもたちがある一定期間、生活できるようなアパートというか、建物もお持ちで支 援をしていただいております。ただ、絶対数が足りないのですね。なので、我々としても、ま ず住居を確保してあげる。そうでないと、お仕事とか、その先に行かないと思っているのです。

最終的には何もやりようがなければ、生活保護も手段としてはあるのですけれども、さすがに16歳、17歳の子どもにいきなり生保の受給ということは。ドロップアウトしてしまうぐらいだったら、生保で救ってあげたほうがいいと思っているのですけれども、そうではないやり方がないかということも含めてですが、ただ、ここにはまだ具体的に案がないです。

あすなろさんが辻堂にあるので、居の支援ということでは、今、県に対しては、県と藤沢市と、できれば隣接している茅ケ崎市とかと一緒に、アパート1棟借り上げましょうよみたいな要望を、ここ3年、4年、ずっとしているのですが、なかなか具体的にそういう支援になり得ていないのです。

居が定まれば、今、社協さんでは、介護人材の育成として、無償で初任者研修が受講できる。 藤沢市も介護人材が枯渇しているので、介護職場に就職してもらうという仕組みなどもやって おります。それにしても、社協さんも、居がない人は対応のしようがないので、そこは本当に 課題だと思っています。そういったことの仕掛けも何とかできないかなというふうには思って いますが、歯切れの悪いお答えで大変申しわけないのですけれども、どれも検討中ということ です。

○御室委員

居についてですが、例えば白十字さんのお持ちのところだと、門限が早かったり、食事を一緒に食べなければいけないとか、携帯が持てないとか、今の子たちからすると、受け入れるのに難しいルールになっていたりします。

また、介護者研修もそうですが、子どもたちの選択肢がそれしかないとなってしまうと、苦しくなってしまうので、いくつか選択ができる状況になるといいと思っています。もちろん、住むところがないからしようがないでしょうとは思うのですが。引き続きよろしくお願いします。

○事務局

そもそも居がないからしようがないという言い方がもうだめで、児童養護施設に入る子どもたちは、そもそも生まれてくる環境を選べてないですから、そのことも含めて受けとめてあげないといけないと思っているのです。きれいごとになってしまうのですけど。

御室さんにお話しするのは釈迦に説法ですけれども、アズビルさんがバスを仕立てて、みそののお子さんたちを夏祭りにご招待したときに、工場見学もさせてもらっていて、絶対に勉強してアズビルに就職したいということを書いた感想を読んでアズビルの人たちが非常に感動して、ぜひ今後も支えていきたいということをおっしゃっていましたが、行政だけではいかんともしがたいと思っているのです。藤沢市内は大きな企業もありますから、そういうところと一緒にやれていけたらなと思います。

アズビルはアズビルで、何かアズビルの中での奨学金制度みたいなものがあって、うちの会社に就職してくれるのであれば、勉強するお金を出しますというのもやっているみたいですけれども、いろいろな制度の周知ができ切れてないと思うのですね。そういったことも、我々ももっともっと情報を得なければいけないです。みそのさんももちろんですが、市内にもそういうところがあります。

○御室委員

施設の子でなくても、同じような子がたくさんいるのかもしれません。

○事務局

なので、まだまだ施策の手だてがないというところでは、不完全な計画になってしまうかも しれません。でも、繰り返しになりますが、コンセプトとしては、全ての子どもが自己肯定感 を持てる、夢を持てるための藤沢市にするための施策展開をと思っています。

きょう素案を提示して、これに対して意見を下さいというのは非常に乱暴ですけれども、我々のコンセプトとしてはそこにあるので、この素案について、もちろんご意見はいただいて修正しますけれども、フレームについてはこの形で進めさせていただきながら、パブコメ、それから12月には市議会があって、市議会に対してもこの素案を提案していきたいと思っています。また見ていただいて、ご意見をいただければと思っていますので、よろしくお願いします。

○桝居委員

青少年会館については、今、藤沢市はあそこにあるということですか。

○事務局

今、青少年会館は藤沢と辻堂の2カ所です。

○桝居委員

市民会館の横にあったものが移転した。

○事務局

それが移転をして、今あそこが藤沢青少年会館です。

○桝居委員

前に青少年問題協議会というところに出させていただいたときには、あそこは仮なので、今後もとのところのような設備を持ったものをつくるという話があったのですが、それは2つに分散していくのですか。

○事務局

もともと市民会館があるところにあって、あそこに移転をしました。一応条例上設置をしているので、仮かどうかというと、ちゃんとそこに設置をしているのですけれども、ただ、手狭なので、より広い場所にという思いがある。

以前、市民会館にあったときには、1階に武道場があったりして、柔道とか剣道の試合ができたりしたのです。今も武道場はありますが、狭隘なのです。会議室も足りないという意味では、できればもっと広い場所に青少年会館をという思いがあって、それで仮という表現をしたのかもしれません。

今は一応藤沢と辻堂にあって、辻堂は40年と歴史が長いです。駅から徒歩1分か2分で、 向かい側においしい居酒屋がある。辻堂はもともと市民の人が拠出していただいた土地を活用 させていただいているので、隣に公園もあったりします。

○桝居委員

参加させていただいたときには、音楽をやるところとか、飲食をしながら自由にしゃべれる場所がないので、そういうものも入れたものを今後つくるといって、バスを仕立てていただいて、23区まで見学に行った覚えがあるのです。

○事務局

ほかの市ではしっかりとそういったものがある。場所によっては、東京都内ですと、廃校になった学校活用などで、いろいろな福祉施設を一緒に入れている中の1つに、そういう機能を持たせたりしている。

○桝居委員

ニシダさんのところも見学に行きました。

○事務局

横浜のところですね。そういったところもあるのですが、今なかなか相談機能がないのです。 青少年相談をする場所がないので、それらも含めて、きちんとそういうものもやれていければ ということはあるのです。問題協でそういうふうに視察も行っていただいています。今は問題 協は休止中ですけれども、仮というよりは、もう少し充実した施設をつくっていきたいという ことです。

○桝居委員

そういう方向性はあるのですか。

○事務局

一応思いとしてはあります。

○郡司委員

辻堂はどうですか。すごく古いです。とてもいいところにあります。

○事務局

辻堂は古くて、手狭になっていて、建てかえなければいけないのですけれども、今あれを建てかえようとすると、法の縛りがあって、今より小さい施設になってしまうのです。あの大きさでは建てられない。なので、あそこに今より小さいものを建てるのか、もっと充実するのであれば大きいもののところに行くのかとか、何回かそういうことは議論としてあったのですけれども、とりあえず今はあの場所で小康状態です。

○郡司委員

とにかくすごく古いです。

○事務局

辻堂だと、月に1回だと思いますが、「つじせいキッチン」という子ども食堂をやっています。

○郡司委員

卓球台の上にガスコンロを置いたりして。同じ町内会の中なので、役員が出るのですね。子どもが集まらないのではないかと言われるくらい割と恵まれたところなのですが、1回目やったときに36人も子どもが来た。だから、やってみると、ちゃんと見えるものがある。何かやってみて見えるものがすごくあります。

○事務局

子ども食堂も、子どもだけが集まればいいという場所として捉えていないです。もちろん経済的にしんどい子どもたちを取り出して食事を提供するという必要もあるかもしれませんけれども、一般的には広くたくさんの子どもに来てもらって、そこも課題発見をする場所だということです。

ついこの間、私は長後の子ども食堂に行きました。ここも月1回、駅前でやっているものです。独居の高齢者の方が湘南台から楽しみにして来ましたと言って、ふだん1人で食事をしている方です。お元気だから、湘南台から1駅来られたと思うのですが、そこでコミュニケーションをすることが大事だということで、子ども食堂が地域づくりの1つになっているのですね。

今も計画にも記載をさせていただいていて、先ほどの居場所の部分もありましたが、居場所を民の力でどうやって充実していくのか。長後の子ども食堂は、ふだんはシェアカフェなので、そこが月1回食堂をやっているのですが、そこが地域づくりの拠点になったり、いろいろな方が多世代交流したり、そういう仕掛けづくりですね。行政がお金を使わなくても、地域が活性

化できる仕組みというものを、今、厚生労働省でも、地域共生社会の取り組みとして進めています。行政の支援と、行政ではない部分、インフォーマルな方たちの活動と一緒に進める。

きょう猪野さんが見えていますが、藤沢市には支援センターとつどいの広場で全部で8つあるのです。猪野さんはご自分のところで団体をつくっていただいて、明治のセンターの中で、つどいの広場をしていただいています。そういう方たちの活動と一緒にやっていくとかですね。そうすると、支援センターとつどいの広場に来られない人でも、地域の方がやっているところだったら、ちょっと行ってみようかなとか、そこで気になる親子さんがいれば、もちろん個人情報の壁はあるので、ご本人の同意は必要ですけれども、情報提供していただければ、我々のほうで支援できることはしていくみたいな仕掛けを考えています。今ご提案させていただいている計画案の中にそういったことが記載してあるはずですので、ぜひお読みいただければと思います。

○増田委員

先ほど川口さんから、企業の協力があったらという話がありました。この前の会にいらした 商工会議所の方、ああいう方がいるべきだなというふうに私は前から思っていたのです。ここ は全体会とつながっていますね。ですので、すぐにできるかどうかはわからないにしても、恐 らく商工会議所等も社会的貢献をという意識はお強いと思うので、何らかの形でここがつなが って提案ができるといいかな。方向性だけでも書いておいていただくといいかしらと思いまし た。

○事務局

今回この計画ができたら、計画書が何冊刷り上がるか自分もよくわかってないのですが、これはインターネットでも当然公開しますけれども、今自分が勝手に考えているのは、計画書を持って企業回りをしたいと思っているのです。私たちはこんな計画をつくったので、企業のCSR活動として市にお金を下さい。市にくれたお金は子どものために使いますからということの展開をしたいと思っているのです。

○増田委員

せっかくメンバーに商工会議所の方がいらっしゃるので、まず認識をしていただいたほうがいい。

○事務局

当然商工会議所にもおねだりに行きます。

たまたま先ほどみそのさんのところでお話をさせていただいたアズビルさんというところは、みそのさんに対しての支援もしているのですけれども、藤沢市と協定を結んで、藤沢の児童扶養手当の全額を受給している世帯に対して、小学校を卒業するときと中学を卒業するときに、それぞれ3万円と5万円支給してもらっているのです。事業費規模で800万ぐらいです。800万の給付金の事業を市が新たにやるというと、絶対通らないです。そんなことに使うお金があったらみたいな話になってしまいます。これはまさに企業側のお金を使って支援をしていっています。

今、中学の制服代も5~6万しますか。中学ぐらいでも、見た目は同じ格好していても、ブランド物のタグがついて、3種類ぐらいあるとか、ピンからキリまであるみたいです。5万円で足りるかどうかはわからないのですけれども、生活保護家庭が高校進学するときに用意されるお金が、今一応6~7万ある。そこまでにはいかないまでも、行政ではできない支援を、企業と協定を結んでやらせてもらっているのです。そういったことも、この計画をつくったことによって、もっともっとPRしていきたい。

増田先生におっしゃっていただいたように、もちろん商工会議所にはお願いに上がります。 全体会にも出てこられますが、全体会の場でおねだりしたら、商工会議所も引っ込みがつかな くなると思うので。

○増田委員

理解をしていただくということですね。

○事務局

大きな企業は、CSR活動の部分で、昔みたいにメセナとか、美術館を建てますとか、絵を 買いますとか、そういうことよりは、子どもの支援とかにお金を使ってもらったほうがいいか なと思っていますので、そんなことも今やりたいと思っています。

○郡司委員

もう1つ、事業所にはお金があるということですが、私が今所属しているNPOは、ふじさわシニアネットというところで、物すごく元気のあるお年寄りがいます。お年寄りと言えないような方がたくさんいます。事業型と言っていますが、社会貢献したい人たちがたくさんいるところです。いつも課題になるのは、多少事業型も持っているので、市で提案されたいろいろな事業には応募するのですが、そうすると、受けているものもあるし、受けられないものもある。

これを見ていると、実は市はお金を出せないけれども、地域の人たちにやってほしいことが、 特に子どものことに関してはたくさんあると思うのです。市の計画として支援するということ は無理としても、こういうことをやりたいということを何かの形でアピールすると、そういう ことに応えられる団体というかNPOもあるのではないか。つまり、お金はないけれども、人 的資源と地域のつながりのあるシニアがたくさんいるというのが私の今の実感です。

だから、お金の要るところは企業さんにやってもらって、地域つながりと人的資源、シニアばかりですけれども、今60でというのは、確かにもったいないぐらい元気な方がたくさんいるのです。特に藤沢は結構ハイキャリアの方もたくさんいます。その辺で提案だけでもするのはどうか。いつもあれはかなり厳しいのです。ちゃんと計画書を出してやらなければいけないのですが、何かそういう情報を少し出されるのもいいかなと思います。

○事務局

この夏にやったワークショップというのが、最後の回は結構多くの方に参加いただいたのですけれども、それぞれワークショップをやった意義があったなと思っているのですが、支援をしたい人とか、支援をもうしている人とかが集まっていただいたので、あれだけで終わるのではなくて、定期的にああいう情報交換の場とか、市側から発信していかないといけないと思っているのです。そういう場でこんなことを考えていますということをお伝えしていく。

ただ、ああいうのをやるときに、いつもつらくなるのが、人が集まらなかったらどうしようとか。広報とかインターネットで周知するのですが、あけてみたら2人しか来ていなかったとか、これは一番市が恐れるところです。それが嫌なので、民児協さんとか、青少協さんとか、地区社協さんとかに動員をお願いするのです。そうすると、いつも同じメンバーで、もう私たち聞き飽きたわみたいな人たちにお話ししてしまうのです。

そうではなくて、失敗を恐れずにとか、子ども子育て会議でもワークショップをやっていただきましたが、例えば子ども子育て会議でお話をして、お声がけいただいて、集まった方たちに、今こんなことを考えていますとか、そういうことをしていかないと、計画をつくったので、あと読んでくださいだと、広がっていかないかなと思っています。その辺はぜひ地域の皆さんにご協力をいただきたい。ワークショップで、私なんかも全然知らないような人たちが、実は

フリースクールをやっているとかあったので、どんどんつながっていく必要がある。

ただ、絶対に断っておかなければいけないなと思っているのは、人の意見は否定しないようにしましょうねということと、行政におねだりはだめですよ。行政は企業におねだりするのですけれども、市はお金がないですから、皆さんは行政におねだりだめですよと言っておかないと、せっかくいい提案をしたのにと言われても、お金がないです。

今おっしゃっていただいたように、地域にはやる気がある人がたくさんいるということ、その地域力をどうやってまとめていくかというところは、我々が努力しなければいけないと思っています。そんなこともきちっと書いてあります。

○猪野委員

民間も地域もそうですけれども、藤沢市さんと学校側に、35分の3の分子を極力上げていただけるように、放課後子ども教室の拡大をお願いします。放課後子ども教室という、いわゆる学校がやる学習支援ですが、先ほど35分の3というお話が出ましたけれども、1割なので、この分子を上げていただきたい。地域は地域で極力頑張るけれども、学校と藤沢市もその辺は頑張ってほしいです。お願いします。

○事務局

ぜひ頑張りたいと思っていまして、きょうも校長会に行っています。この間、役員会には自分も行ったのですけれども、めった打ちにされて帰ってきて、うまくいかないなと思っているのです。過去に池田小という事件がありました。また、最近で言うと、秋篠宮様のお子様の机の上にナイフだか包丁だか。学校はそこのセキュリティの確保をすごく心配しています。学校の課業時間外に部外者が校内に入ってきて、何か事件や事故を起こすことに対しての管理責任に非常に敏感になっているのです。

今、放課後子ども教室ができている亀井野と小糸については、完全にそこだけで鍵がかかる場所です。ことしから始めた富士見台はグラウンドと体育館なので、校舎には入れません。我々が今学校にお願いしているのは、グラウンドと体育館でいいですよということです。

この間、自分がお願いに行ったのは、特別教室も借りたいなと言いに行ったのです。図書室とか、図工室とか、ランチルームとか、そういうことを貸してくれないかなと言いに行ったら、けんもほろろに断られました。今のところはそうですね。でも、そこは学校さんと一緒につくっていかなければいけないところだと思っています。

放課後子ども教室を毎日できれば一番よくて、それも5時まであけられれば、もしかすると、 児童クラブに行かなくても、パートのお母さんだったら、3時とか4時まで勤務して、5時に はお迎えに来られるのだったら、児童クラブがあれだけの数は要らないと思っているのです。 放課後子ども教室でお子さんがいられるのだったら、そこで安全が確保できるのだったらとい うのもあるので、放課後子ども教室については全校展開をしたいという思いがあります。

それから、先ほどもお話ししましたが、児童館とか、地域子どもの家はちょっと狭隘ですけれども、あそこの開館延長ができないか。今の時期ですと、外はもう暗くなっていて、4時とか4時半には地域子どもの家も閉めているのですが、例えばこういう季節になっても、5時まであけられないかとか、場合によっては6時まであけられないかとか、おやつぐらい出せないかとか、課題はさまざまですが、そういうことで子どもの居場所が確保できないかとか、考えてはいるのですけれども、実現してないのです。

○澁谷部会長

課題のほうも尽きないのですが、ただ、ある意味でそうしたものをたくさん出していただく ということでは、2時間うまく使えたかなと思います。 まだこれからいろいろ意見を求める機会はあろうかと思いますので、もしお気づきの点があれば、どうぞ事務局のほうに直接ご連絡いただければと思います。

3 その他

(1) 子どもが主役のまちづくり講演会【資料3】

○事務局

以前もお知らせさせていただいていたのですが、11月24日(日)の2時から4時、Fプレイス、旧労働会館で、「子どもが主役のまちづくり」と題しまして、8月に行いましたワークショップのまとめとして、第1部講演会と、第2部パネルディスカッションという形で行います。

第1部のテーマは「子どもとつくる地域(まち)づくり~子縁社会の創造~」ということで、 沖縄大学名誉教授の加藤先生にご登壇をいただいて、講演をしていただきます。続いてパネル ディスカッションという形になっております。

こちらもぜひご参加いただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(2) その他

○事務局

最後、今後の日程ですが、次第の下段に書かせていただいております。19日(火)に久々に全委員にお集まりいただいて全体会を、そして年が明けまして、パブリックコメントでの意見を反映した形で、最終的な案をお示しする場として2月4日、最後の3月25日には、でき上がった成果物としての計画書を配付できるようにして、第5回で今年度を締めくくりたいと考えておりますので、ご承知おきいただければと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

4 閉 会

○澁谷部会長

では、これで終わります。お疲れさまでした。ありがとうございました。

以上